『住宅の耐震改修』に伴う固定資産税減額措置

～一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税を減額します～

令和 13 年 3 月 31 日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅を対象に、※翌年度分の固定資産税額の 2 分の 1（耐震改修とあわせて長期優良住宅の認定を受けた場合は 3 分の 2）相当額を減額します。【床面積の 120 ㎡までを限度】

※改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税

＜対象要件＞ ※次の両方の要件を満たす住宅

- 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅で、住居部分の床面積が当該家屋の床面積に対して 2 分の 1 以上あるもの
- 一定の耐震改修を行い、耐震基準に適合した住宅で、工事費用が 50 万円を超えるもの

＜減額期間＞

1 年間

※当該住宅が「通行障害既存耐震不適格建築物」である場合は 2 年間

（長期優良住宅の認定を受けた場合、1年目は3分の2、2年目は2分の1を減額）

＜申請方法＞

改修工事完了後、3ヶ月以内に下記の書類を資産税課 家屋グループへ提出してください。

※申請が改修工事完了日から 3ヶ月を経過した場合は、減額が受けられない場合があります。

① 耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額申告書（様式第 113 号の 2）

② 工事費用を支払ったことを確認できる領収書

③ 住宅耐震改修証明書または増改築等工事証明書

住宅耐震改修証明書の発行者

- 磐田市役所 建設部 建築住宅課 建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ【電話：0538-37-4899】

＜耐震改修工事の補助金を受けた場合には、建築住宅課から発行されます。＞

増改築等工事証明書の発行者

- 「建築士法」に基づく建築士
- 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく登録住宅性能評価機関
- 「建築基準法」に基づく指定確認検査機関
- 住宅瑕疵担保責任保険法人

④ 長期優良住宅の認定通知書（長期優良住宅の認定を受けた場合のみ）

＜注意事項＞

「バリアフリー改修による減額」及び「省エネ改修による減額」との併用はできません。

問い合わせ先：磐田市 企画部 資産税課 家屋グループ 電話：0538-37-4809

※所得税の特別控除については、磐田税務署（☎0538-32-6111）までお問い合わせください。